

## 四国女性研究者活躍推進ネットワーク会議規約

### (名称)

第1条 本会は、四国女性研究者活躍推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 ネットワーク会議は、女性研究者支援を行う四国内の教育研究機関、行政機関及び企業等（以下「支援機関等」という。）において、それぞれが有している女性研究者支援に関する情報共有や連携交流を図ることなどによって、四国の女性研究者の活躍を推進することを目的とする。

### (連携及び活動)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、四国5大学男女共同参画推進連絡協議会と連携して次の活動を行う。

- (1) 支援機関等の情報共有に関すること
- (2) 支援機関等の連携交流に関すること
- (3) 支援機関等に在職する女性研究者の研究力向上に関して企画すること
- (4) 支援機関等に在職する女性研究者への総合的支援に関して企画すること
- (5) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第4条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 四国5大学男女共同参画推進連絡協議会委員のうち四国5大学男女共同参画推進連絡協議会議長の指名するもの
  - (2) 女性研究者支援を行う四国内の教育研究機関の職員
  - (3) 女性研究者支援を行う四国内の行政機関の職員
  - (4) 女性研究者支援を行う四国内の企業等の職員
- 2 前項第2号、第3号及び第4号の委員は、当該機関等の代表者が推薦し、四国女性研究者活躍推進ネットワーク会議が決定する。

### (経費)

第5条 ネットワーク会議の入会金、会費等の費用は無料とする。

- 2 第3条に定める活動にあたり必要な経費は、必要に応じて実費を徴収することができるものとする。

(座長)

第6条 ネットワーク会議に座長を置き、国立大学法人徳島大学理事（男女共同参画推進室長）をもって充てる。

2 座長に事故があるときは、国立大学法人徳島大学AWAサポートセンター長がその職務を代行する。

(総会)

第7条 ネットワーク会議の総会は、必要に応じて座長が招集し、その進行にあたる。

2 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 座長は、総会に委員以外の者を参加させ、情報の提供等を求めることができるものとする。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の事務局は、国立大学法人徳島大学AWAサポートセンターに置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、委員の意見を聞いて座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年3月31日から施行する。